

工事請負契約における  
設計変更ガイドライン

令和元年 8 月

甲 州 市

## 目 次

1	設計変更ガイドラインの目的 .....	P2
2	設計変更の基本事項	
	基本的な考え方 .....	P3
3	設計変更が不可能なケース .....	P3.4
4	設計変更が可能なケース .....	P4
5	設計変更を行う場合の具体的な事例及び手続き .....	P5
	5-1 設計図書が互いに一致しない場合（約款第 18 条第 1 項第 1 号） .....	P5
	5-2 設計図書に誤り又は脱漏がある場合（約款第 18 条第 1 項第 2 号） .....	P6
	5-3 設計図書の表示が明確でない場合（約款第 18 条第 1 項第 3 号） .....	P6
	5-4 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合（約款第 18 条 1 項 4 号） .....	P7
	5-5 予測することができない特別な状態が生じた場合（約款 18 条 1 項 5 号） .....	P7
	5-6 発注者が必要と認め設計変更をする場合（約款第 19 条） .....	P8
	5-7 工事を一時中止する必要がある場合（約款第 20 条） .....	P8.9
6	発注者の留意事項 .....	P10
7	受注者の留意事項 .....	P10
8	指定・任意の運用について .....	P11
9	追加工事について .....	P13
10	出来形数量と設計変更 .....	P13
11	設計変更理由について .....	P13
12	設計変更の判断事例 .....	P15
13	施工条件明示について .....	P17
	※施工条件明示事項 .....	P18

## 1 設計変更ガイドラインの目的

甲州市では、市民生活や経済活動の基盤となる道路、水路、上下水道、学校などの様々な社会資本を整備・維持管理するため、毎年、数多くの工事を実施している。これらの工事は、現場の地形、地質、天候などの自然条件や騒音、振動、交通規制等の社会的な制約の中で完成させるため、事前の各種調査、測量、住民合意や関係機関との調整等を行った上で、設計図書を作成し工事を発注している。しかし、それでもなお予見できない事態が発生し、工事内容の変更（設計変更）が避けられない場合がある。

平成26年6月に改正した「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「改正品確法」という。）の第7条第1項第5号に、発注者の責務として「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要あると認められたときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと（一部省略）」が明確化された。

本ガイドラインは甲州市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）、改正品確法を踏まえ、設計変更が可能なケース・不可能なケースを明確にし、設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き方法を明示することにより、適正かつ円滑な設計変更を図ることを目的とする。

### 用語の定義

- 設計変更とは、工事の施工にあたり設計図書の内容の一部を訂正・変更することをいう。
- 契約変更とは、設計変更に伴う契約金額の変更又は工期の変更に基づく契約を行うことをいう。
- 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
- 設計図書とは、工事目的物の資材、寸法、規格など技術的仕様、数量及びその算出根拠等の契約内容を明示した図書であり、図面、特記仕様書、施工条件明示、工事数量総括表（金抜き工事費内訳書）、共通仕様書、現場説明書、質問回答書をいう。  
設計図書は契約図書であるため、発注者は変更指示に基づき、設計図書の変更（設計変更）を行う。
- 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。（設計図書に含まれる）  
共通仕様書と一致しない現場条件等について、発注者が想定した条件を特記仕様書で明示する。

## 2 設計変更の基本事項

### ・基本的な考え方

設計変更の基本原則は次のとおりとする。

→「設計変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合、又はやむを得ない場合に限り行うことができる。その結果、工期や請負金額に変更が生じた場合は、契約変更を行う」

①次のような当該工事の目的を変更してしまう場合などは、設計変更の基本原則の範囲を超えるものですので、原則として設計変更することはできない。

- 当初契約した施工場所以外での施工を追加する
- 当初の工事目的と関係のない工種を追加する

②設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは工事打合簿による指示又は承諾のうえ、工期末に行うことができるものとする。

③変更見込み金額が請負代金額の30%を超える工事は、原則として別途の契約とする。ただし、一体施工の必要性から分離発注できないものに限り、30%を超える場合でも設計変更を行うことができるものとする。

※指示等で実施が決定し施工が進められているにも関わらず、変更見込額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金額や工期の変更を行わないことがあってはならない。

## 3 設計変更が不可能なケース

・次のような場合においては、原則として設計変更はできない。

■設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。

→対応例：受注者は約款第18条第1項各号に該当する事実等を発見したときは、工事打合簿等の書面により発注者に確認を求める。

■発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合。

→対応例：協議の内容によっては、発注者側で各種検討・調整等を行い、回答に期間を要する場合もあるため、受注者は事実が判明次第早い段階で協議を行う。

■受注者自らの都合による「承諾」で施工した場合。

設計図書で指定された材料、施工方法について受注者自らの都合により、同等以上の品質の製品等、或いは施工方法を用いるために監督員と協議し、「承諾」を得る場合などが想定される。

- 例：受注者自らの都合により工期の短縮等を図るため、
- 1.高炉セメントから早強セメントに変えて施工した。
  - 2.基礎コンクリートをプレキャスト基礎板で施工した。

■正式な書面によらない事項（口頭のみでの指示・協議等）の場合。

→対応例：発注者は速やかに書面による指示・協議等を行う。受注者は速やかに書面による協議を行い、又は指示・協議等の書面の回答を得るまで施工しない。

#### 4 設計変更が可能なケース

・設計変更が可能なケースの対象事項は、約款に次のとおり規定されている。

- 条件変更等に伴う設計変更の対象事項.....第18条
- 発注者が必要であると認められるとき設計図書の変更.....第19条
- 受注者の責によらない事由による工事の一時中止.....第20条

設計変更の対象となる事項の詳細は表-1のとおりとする。

表-1 主な設計変更を行う場合とその根拠条文

設計変更対象事項	約款
1 図面、仕様書、現場説明書、質問回答書が互いに一致しない場合	約款第18条 第1項第1号
2 設計図書に誤り又は脱漏がある場合	約款第18条 第1項第2号
3 設計図書の表示が明確でない場合	約款第18条 第1項第3号
4 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合	約款第18条 第1項第4号
5 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することができない特別な状態が生じた場合	約款第18条 第1項第5号
6 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合	約款第19条
7 工事用地等が確保できないため、又は受注者の責めに帰すことの出来ないものにより、請負者が工事を施工できないと認められる（工事を一時中止する必要がある）場合	約款第20条

## 5 設計変更を行う場合の具体的な事例及び手続き

工事を実施していく中で、4ページの表-1に示した設計変更対象事項により、当初の設計図書どおりに工事を施工できない場合があるが、このような場合、工事目的を達成するために設計図書の内容を変更し、それに応じて工期、請負代金額を変更することとなる。

以下に、設計変更を行う場合の具体的な事例と設計図書、工期、請負代金額の変更を行うまでの手続きをフロー図（図1～3）で示す。

### 5-1 設計図書が互いに一致しない場合（約款第18条第1項第1号）

- ・設計図書間に相違がある場合。

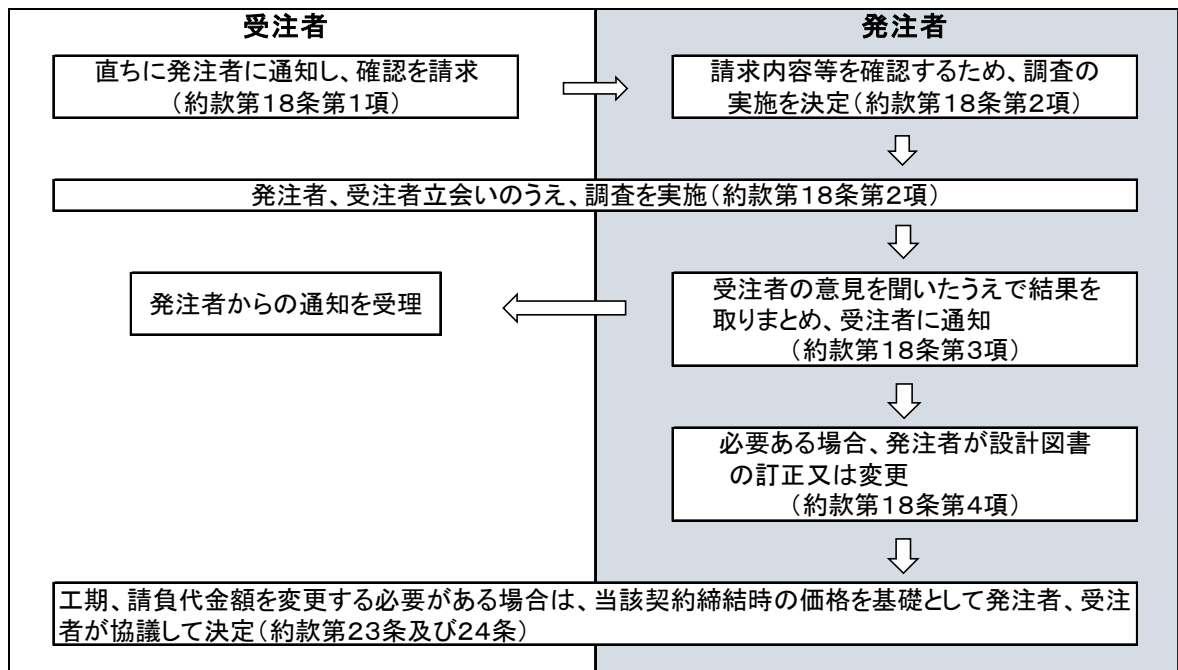
#### (1) 具体的な事例

- 図面と設計書で、材料の名称や規格が一致しない。
- 図面と設計書で（構造物延長、舗装面積、材料、仕様等）が一致しない。
- 平面図と縦断図で（管布設延長、材料等）が一致しない。

#### (2) 設計変更を行うまでの手続き

設計図書が互いに一致しないことが判明した時点から、設計図書の訂正又は変更を行うまでの手続きを図1に示す。

図1 設計図書が互いに一致しない場合の手続き（5-1～5-5共通）



## 5-2 設計図書に誤り又は脱漏がある場合（約款第18条第1項第2号）

- ・設計図書に誤り、記入漏れ又は表示すべきことが表示されていない場合。

### (1) 具体的な事例

#### ①設計図書に誤りがある場合

- 設計図書における記載が間違っている。
- 設計図書に示されている杭の打設方法では、明示されている土質での施工ができない。

#### ②設計図書に脱漏がある場合

- 使用する部材の品質が明示されていない。
- 図面に示されている材料が設計書に計上されていない。
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質、地下水位に関する一切の明示がない。
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導員についての明示がない。

### (2) 設計変更を行うまでの手続き

図1と同じである。

## 5-3 設計図書の表示が明確でない場合（約款第18条第1項第3号）

- ・表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事の施工に当たってどのように施工してよいか判断がつかいない場合。

### (1) 具体的な事例

- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確である。
- 水替工実施の記載があるが、作業時、常時などの運転条件等の明示がない。
- 使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない。（明示が不十分）

### (2) 設計変更を行うまでの手続き

図1と同じである。

#### 5-4 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合（約款第18条第1項第4号）

・設計図書で示された、自然的な施工条件（地山の高さ、地形、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位等）、人為的な施工条件（地下埋設物、構造物、工事に関する法令等）が実際の工事現場と一致しない場合。

##### (1) 具体的な事例

- 設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない。
- 設計図書に明示された土質や地下水位が工事現場と一致しない。
- 設計図書に明示された舗装構成が工事現場の舗装構成と一致しない。
- 設計図書に明示された地下埋設物の位置、大きさ、数量等が工事現場と一致しない。
- 設計図書に明示された交通誘導員の人数と実際の必要人数が一致しない。
- （建築）施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査や撤去が必要となった。
- （電気）設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した。
- （機械設備）設計図書に明示された機械設備の寸法と、設置個所の寸法が一致しない。

##### (2) 設計変更を行うまでの手続き

図 1と同じである。

#### 5-5 予期することができない特別な状態が生じた場合（約款第18条第1項第5号）

・発注者が設計図書において施工条件として定めなかった事項に関して、工事着手後に予期することのできない特別な状態が生じた場合、契約締結や工事施工の前提が大きく変わり、受注者が当初の設計図書どおりに施工することが困難又は不適當である場合。

##### (1) 具体的な事例

- 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要になった。
- 埋蔵文化財が発見され調査が必要になった。
- 掘削断面に地下工作物が出現し、調査及び取壊しが必要になった。

##### (2) 設計変更を行うまでの手続き

図 1と同じである。



## 5-6 発注者が必要と認め、設計変更する場合（約款第19条）

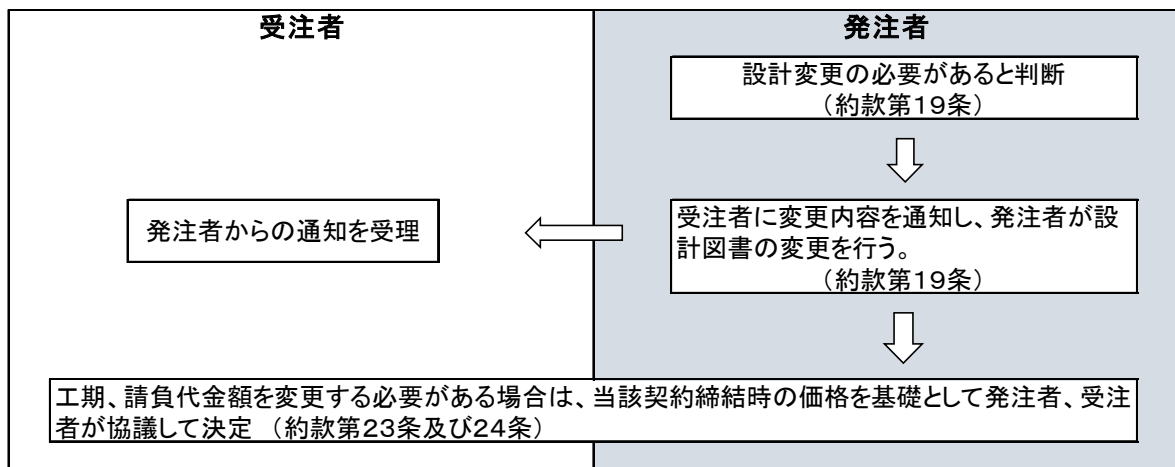
・工事の施工途中において、発注当初の判断を変更せざるを得ない事態が生じることがある。そのような場合は、設計変更を行う。

### (1) 具体的な事例

- 工事の施工途中において、設計図書の変更を行う方が、社会的、経済的に適当であると発注者が判断した場合。（事業計画の見直し、法令等の変更に対応、地元調整の結果等）
- 関係機関（警察、消防、施設管理者、電気・ガス等の事業者）との協議により、施工内容を変更、追加する場合。
- 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。
- 当初設計で指定していた残土、建設副産物等の処分先を変更する。
- 概算数量発注により概数として取り扱っている数量の確定に伴い変更する。（標準断面のみで発注する工事、維持管理年間業務委託、舗装修繕等。特記仕様書に明示し、設計変更で処理する方式である。）

### (2) 設計変更を行うまでの手続き

図2 発注者が必要と認めた場合の手続き



## 5-7 工事を一時中止する必要がある場合（約款第20条）

受注者の責めに帰すことができない自然的或いは人為的な事由により工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合は、発注者は工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

また、発注者は必要であると認められるときは、任意に工事を中止させることができる。

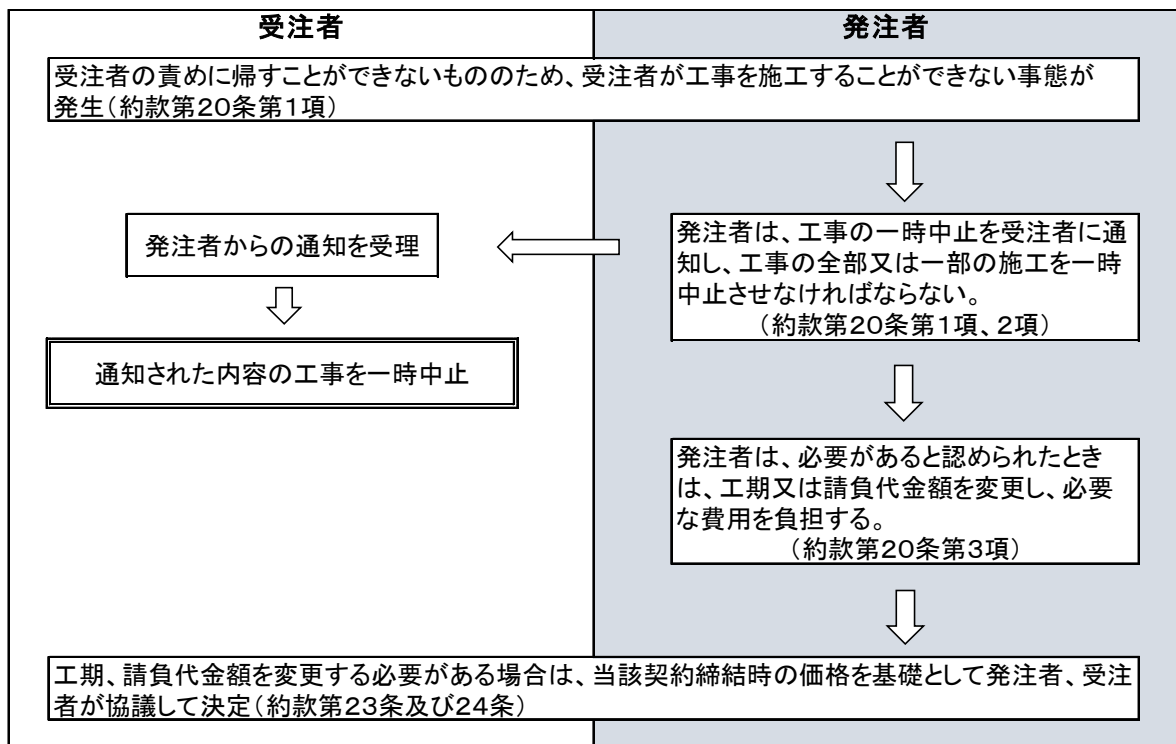
発注者は工事を一時中止させた場合において、必要であると認められるときは、工事現場等を維持するための費用を負担しなければならない。

(1) 具体的な事例

- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない。
- 設計図書に工事着工時期が定められているが、その期日までに受注者の責によらず施工できない。
- 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間の協議の結果、施工できない期間が設定された。
- 受注者の責によらない何らかの事象（地元調整等）が生じた。
- 予見できない事態（豪雪等により工事続行が不可能となった。豪雨、地震等により物理的な変動が起きた。地下障害物、埋蔵文化財の発見等）が生じた。
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる。
- 別契約の関連工事の進捗が遅れた。

(2) 工事を一時中止する場合の設計変更を行うまでの手続き

図3 工事を一時中止する場合の設計変更を行うまでの手続き



## 6 発注者の留意事項

請負工事の施工は設計図書に従い行われるため、発注者は受注者が工事の目的に沿った施工ができるよう、現場の実態に即した施工条件の明示を行い、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努めること。特に、施工に係る制約事項がある場合は、必ず施工条件を明示すること。（P18～の「※施工条件明示事項」を参考にすること。）

・発注者は次の事項に留意すること。

- 設計変更を行う必要が生じた場合、指示、協議、承諾等は書面で行う。（約款第1条第5項）
- 設計変更の指示、協議を行う場合は、当初設計の考え方や設計条件等を再確認し、設計変更の必要性・妥当性を明確にする。
- 受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、発注者と受注者の双方立会いのうえ調査を行う。（約款第18条第2項）
- 工期、請負代金額の変更は受注者と協議のうえ決定する。（約款第23条、第24条）
- 受注者が発議した協議等の工事打合簿に対して速やかな意思決定及び回答を行う。回答が遅れる場合は、回答予定日を連絡すること。

## 7 受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があり、「山梨県共通仕様書1-1-1-3」のとおり、工事の施工前及び施工途中において、発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要がある。（設計図書の照査の実施は受注者の責務）

（参考）山梨県共通仕様書1-1-1-3

### 2.設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

※取合い図とは、工区境や構造物間等の接点部分やその収まり具合の図面。

施工図とは、協議用図面程度であり、設計変更図面ではない。

・受注者は次の事項に留意すること。

- 設計図書と工事現場に相違がある、或いは必要な条件明示がされていないなど施工上の疑問が生じた場合は、速やかに発注者と書面による協議を行う。
- 数量・仕様等の設計図書の誤りや変更が必要な場合についても、発注者に確認すべきであり、協議を行い、発注者からの書面による指示に従う。
- 発注者と協議を行い、設計変更の回答を得た後に、速やかに施工計画書等を見直し、発注者の確認を受けてから設計変更の工事に着手する。

## 8 指定・任意の運用について

指定・任意については、約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

### 約款第1条第3項

仮設、施工方法その他の工事目的物を完成させるために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

- 指定とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書で指定したとおり施工を行わなければならないものである。
- 任意とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書では指定せず、受注者の責任において自由に施工を行うことができるものである。
  - (1) 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は請負者の責任で行う。
  - (2) 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
  - (3) ただし、指定・任意とも、条件変更等の事実が確認され、必要であると認められたときは設計図書の変更を行わなければならない。

### ・留意事項

各種工事は標準歩掛で積算されており、標準的な施工を想定し予定価格を算出している。実際の施工方法や機械を規定するものではない。

標準歩掛は各種条件が同一の範囲と考えられる現場で、標準的な施工が行なわれた場合の所要量であり、調査データの平均値で積算されている。よって、労務等が標準歩掛に比べて差があったり、使用機械の機種・規格が異なったものを使用してもそれは任意となる。

発注者及び受注者は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要である。

仮設、施工方法等には指定と任意があり、発注時の設計図書等により指定と任意の部分を明確にする。

指定と任意の考え方は、表－2のとおりである。

表－２ 【指定・任意の考え方】

		指 定	任 意
設計図書		施工方法について具体的に指定する。 (契約条件として位置付け)	施工方法について具体的には指定しない。 (契約条件ではないが、参考図と明示し、積算に使用した標準的工法等を示すこともある)
施工方法の変更		発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)
建設機械の機種及び規格		騒音、振動規制法に関する機械及び設計図書で指定したもの	左の制約以外の機械は任意
設計変更の取扱い	施工方法の変更が生じた場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
	当初明示した条件の変更が生じた場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他		<p>&lt;指定仮設とすべき事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設構造物を一般交通に供する場合</li> <li>・関係官公署との協議により制約条件のある場合</li> <li>・特許工法又は特殊工法を採用する場合</li> <li>・その他第三者に特に配慮する必要がある場合</li> <li>・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設</li> </ul>	

[任意における対応の不適切な事例]

- 掘削工において、バックホ（0.35m<sup>3</sup>）で施工計画書が提出されたが、積算ではバックホ（0.6m<sup>3</sup>）としているので、積算どおりの規格の機械で施工するよう指示した。  
(アスファルトフィニッシャー、ダンプトラック等の設計規格と違う機械での施工の場合も同様である。)
- 鋼矢板の打込みにおいて、積算上の標準機種であるクレーンでの施工となっているので、「ラフタークレーンでの施工は不可」と指示した。
- 基礎工において、設計と同等以上の品質を確保できる新技術を受注者の企業努力により活用したいとの申し出があったが、積算上の工法で施工するよう指示した。  
(新技術の採用に当たっては、発注者として品質等が満足されているかを確認し、将来の維持管理等も検討のうえ承諾する必要がある。)

## 9 追加工事について

工事内容の変更を行う場合、それに伴って設計変更手続きを行うが、その変更部分が「設計変更の基本原則」を超えるものについては、設計変更手続きを行うことはできない。必要に応じて、当初の工事とは別の工事（以下、「追加工事」という。）として発注する。

この場合でも、工事発注の原則は競争入札であるため、追加工事が必ず随意契約で発注されるわけではない。

※随意契約により契約を締結する場合は、対象となる先行する工事がまだ施工中であることを前提に、工期短縮、経費節減の確保等有利と認められる必要がある。具体的には、先行する工事と密接に関連する付帯的な工事、当初予想し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事等であることが求められる。

## 10 出来形数量と設計変更

構造物の延長や数量は、設計図書の照査又は丁張り確認などの現場立会いを基に、施工前に協議を行い明らかにされているべきもので、その結果必要と認められるものは設計変更の対象として、受発注者が変更数量等を認知した上で施工するものである。

なお、「受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。」（共通仕様書第3編1-1-7（数量の算出））が、出来形測量は施工管理の一環として行われるものであり、その結果により設計変更を行うことは本末転倒ともいえる。

## 11 設計変更理由について

変更理由は、変更の結果だけでなく、「変更することが必要になった原因及び理由」「変更の範囲」「その対応策」について明確かつ簡潔に記載すること。変更項目が多い場合は箇条書きとすること。

表-3 変更設計理由記載例

変更要素	原因及び理由	対応策及び内容
設計図書間の不一致等（約款第18条第1項第1号～3号）	【設計図書間の不一致等により、 ……のため】	【……を、変更したい。】
	例1 平面図で表示されている水路の管理柵（○×○）が、設計書に計上されていないことが認められたため、	約款第18条第1項第2号に基づき増工したい。

変更要素	原因及び理由	対応策及び内容
	<p>この場合は、管理枘が平面図等に表示されているが、設計書、数量計算書に計上されていない場合だが、受注者は図面が正しいのか、設計書が正しいのか分からないので発注者と協議を行う。その結果、発注者が設計書の脱漏を確認し、文書で回答した場合変更増工とする。</p> <p>・事務手続き→設計変更する場合、受注者は設計図書の照査の結果、打合簿で管理枘の脱漏があると「協議」を行い、発注者が調査を行ない、その結果脱漏を認めた場合、「承諾」し「変更の対象とします。」と受注者に「通知」する。（必ず書面にて回答したもののみ変更すること）</p>	
	<p>例 2 設計図書に記載されている舗装構成に誤りが確認されたため、</p>	<p>約款第 18 条第 1 項第 2 号に基づき変更したい。</p>
<p>設計図書と現場が一致しない等（約款第 18 条第 1 項第 4 号～5 号）</p>	<p>【…の結果、又は…のため】</p>	<p>【…の…を、又は…から…に変更したい。】</p>
	<p>例 1 水路掘削の結果、玉石混り土が確認されたため、</p>	<p>N0. ○～N0. ○間の水路掘削の一部を砂質土から玉石混り土に変更したい。</p>
	<p>例 2 現地掘削の結果、N0. ○～N0. ○間で軟弱層が確認され、路床の支持力を確保するため、</p>	<p>路床置換工を増工したい。</p>
	<p>例 3 当初設計では、既設舗装の取壊し厚を事前調査により○cm として計上していましたが、現地を掘削したところ、舗装厚が約□cm あることが判明したため、</p>	<p>アスファルト殻運搬処理量を増工したい。</p>
	<p>例 4 地下埋設物の試掘調査を行ったところ、○○ケーブルの設備図と、現況の埋設位置が異なっており、管路埋設位置の変更が必要となったため、</p>	<p>管理延長及び人孔設置工を増工したい。</p>
	<p>例 5 現地掘削の結果、N0. ○～N0. ○間で湧水が確認され、施工に支障をきたしているため、</p>	<p>水替工（口径 50 mm）を増工したい。</p>

変更要素	原因及び理由	対応策及び内容
発注者自らの意思により設計図書を変更するもの（約款第19条）	例1 NO.〇付近の交差点の試掘を行ったところ、〇〇管との離隔を確保するため、管路埋設位置を交差点中央部に変更する必要がある、〇〇警察署と協議した結果、工事の作業時間を夜間とする条件が付されたことにより、	交通整理員（夜間勤務）を増工したい。
	例2 本工事箇所は〇〇病院の出入口に位置しており、先行する道路占用工事（ガス、上水、下水）の工程が病院との調整に不測の日数を要し遅れたため、	工期を延長したい。
工事の一時中止をするもの（約款第20条）	【……により……したことから、……の必要が生じたため、】	【……を……まで一時中止したい】
	電柱の移転先の用地交渉が難航しており、工事の着手ができないため、	〇月〇〇日まで工事を一時中止するものです。これに伴い、当初工期内の完成が困難となったため、工期の延長も合わせて行いたい。

## 1.2 設計変更の判断事例

設計変更を行う事例としては、工種・状況等により様々なケースが存在する。設計変更に当り、発注者は現場で起こった事案に対して、個々に判断が求められるとともに、組織的な対応や発注者及び受注者における共通認識の保有、透明性が必要である。

以下の事例は受発注者の相互理解を深めるための参考資料として取りまとめたものである。

### 事例（土木）

Q1：当初設計において、側溝の施工延長を50.0mとしていたが、受注者の着手前測量において施工延長が49.4mしか施工できないので現場確認を請求された。現場確認の結果、曲がりの関係で施工延長49.4mとなることが確認されたため、設計変更したいが、設計変更の理由として約款第18条第1項第2号の誤りで良いか。



A 1 : 当初設計において現地測量の結果、施工延長を50.0mと判断したものであり、調査不足といわれるかもしれないが、誤りではない。

〈変更理由〉 現場が曲線形状であり、施工上の制約により設計図書に示した施工延長L=50.0mを確保できないため、契約約款第18条第1項第4号に基づき施工延長をL=49.4mに変更したい。

約款第18条第1項第4号

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の形態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

Q 2 : 市道改良工事を施工するにあたり、現場への進入道路が砂利道で田が隣接している。当初設計では進入道路については敷砂利を計上していたが、田の所有者から敷砂利が田へ飛散しないよう要望があった。敷鉄板を増工して良いか。

A 2 : 地元要望を考慮し、約款第18条第1項第4号により設計変更の対象として増工できる。

Q 3 : 当初設計において条件明示をしていなかったが、湧水の多い現場で作業前の排水に時間がとられ工事進捗に影響があるので、受注者から常時排水の協議が来た。任意仮設であることを理由に変更対象としなかった。

A 3 : 任意仮設或いは公告時の条件明示がなくとも発注者は、公告時の想定と実際の条件が相違することが確認された場合は、設計変更の対象となる。

Q 4 : 急峻な地形の掘削工事と橋台裏側の盛土工事において、現場への進入路も狭く、橋台裏側も狭いため、受注者は0.6m<sup>3</sup> バックホーに変えて小型の0.2m<sup>3</sup> と0.1m<sup>3</sup> のバックホー2台で施工した。受注者は最終の設計変更時に監督員と協議をした際に約〇〇万円の増額を依頼した。

A 4 : 機種を指定しない限り使用機種は任意である。 施工に先立ち監督員と協議が行われておらず、受注者の判断で実施したものであり、変更が認められなかった事例である。

ただし、物理的に0.6m<sup>3</sup> のバックホーが現場へ搬入不可能な場合等、監督員と協議を行い、承諾が得られたときは機種の変更が認められる場合がある。(発注者は現場条件を確認し、機種を選定すること。) 受注者は施工方法等が変わる場合は、その都度監督員と協議を行っておく必要がある。

## 事例 (建築等)

Q 1 : 外壁改修工事において、壁のクラック補修、モルタル浮き部分の補修を想定で計上(図示)していたが、詳細調査の結果、数量に食い違いが発生した場合は設計変更して良いか。

A 1 : 足場を架けて打診等の詳細調査を行わないと補修数量が確定しないことから、受注者の調査報告書により協議を行い、報告された数量で設計変更を行う。

Q 2 : 建物改修及び解体工事において、天井材を撤去した際に、図面がないアスベスト含有の恐れがある保温材が発見されたため、分析調査を行い、その結果に応じて設計変更して良いか。

A 2 : 不可視部分について不測の事態が発生した際は、その処置については設計変更の対象となるため、変更する内容に基づき設計変更して良い。

受注者はアスベストが現場から検出された場合は直ちに監督員に通知し確認を請求する。発注者は、現場確認後、特記仕様書にアスベストの分析調査、撤去を明示し、アスベストの分析費用、撤去費を計上する。

Q 3 : 工事契約後、使用材料の入手が不可能（生産中止等）なことが判明し、材料規格等を変更する場合、設計変更の対象となるか。

A 3 : 受注者の調査により工事契約後に設計図書に示された使用材料の入手が不可能であると確認した場合は、約款第 18 条第 1 項第 3 号（設計図書の表示が明確でないこと）に該当し、仕様書、図面等の変更を行う必要があり、設計変更の対象となる。

Q 4 : 冷暖房設備工事の改修工事において、冷温水発生器のオーバーホールを行った。機器を停止し溶接箇所を外したところ、他にもオーバーホールが必要な箇所が発見された場合の対応について。

A 4 : 当該改修箇所以外の機器の異常は想定しておらず、機器を停止し溶接箇所等を外さなければ分からない箇所であった。発注者は状況により追加のオーバーホール箇所を設計図書に明示し、変更した設計図書に基づく費用を計上し設計変更を行う。（本工事と密接に関連することから、別発注でなく契約変更する）

### 1.3 施工条件明示について

施工条件は、契約条項となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応すること。

受発注者は、次ページ以降の施工条件明示事項等を参考として工事の円滑な執行に努めること。

明示事項は既存資料を基に作成されており、全ての施工条件を網羅したものではない。発注者は必要に応じて適宜、明示事項を追加すること。

発注者は、

- ① 発注時の設計図書に明示する条件に漏れが無いか確認する。
- ② 積算や設計図書作成に先立ち、予め施工現場の条件、制約等を調査・確認する。
- ③ 特記仕様書の作成に参考にする。

受注者は、

- ① 契約締結後の、約款第 18 条「条件変更等」の確認資料として活用する。
- ② 現場説明時の「質問事項」の検討資料として活用する。

## ※ 施工条件明示事項

### 工程関係

1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。
2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。
3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。
4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。
5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。
6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。
7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。

### 用地関係

1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。
2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。
3. 工事用仮設道路・資機材置場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。
4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。

### 公害関係

1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。
2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。
3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）
4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分との調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。

### 安全対策関係

1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。
2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間に制限がある場合は、その内容。
3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。
4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。
5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。

## 工事用道路関係

1. 一般道路を搬入路として使用する場合。
  - (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。
  - (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。
2. 仮道路を設置する場合。
  - (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。
  - (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。
  - (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。

## 仮設備関係

1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。
2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。
3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。

## 建設副産物関係

1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置場所までの距離、その他条件。
2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。
3. 再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。

## 工事支障物件関係

1. 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。
2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。

## 薬液注入関係

1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。
2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。

## その他

1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法。
2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等。
3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。
4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。
5. 架設工法を指定する場合は、その施行方法及び施工条件。
6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容。
7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。
8. 部分使用を行なう必要がある場合は、その箇所及び使用時期。
9. 給水の必要がある場合は、取水箇所・方法等。